

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(廃業等の公告等)</p> <p>第四十条 法第八条第三項の規定による公告は、<u>官報若しくは時事に</u> 関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によつてしなければならない。<u>この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりする信託業務を営む金融機関は、同項の規定による掲示の内容を当該信託業務を営む金融機関のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>〔2～4 略〕</p> | <p>(廃業等の公告等)</p> <p>第四十条 法第八条第三項の規定による公告は、<u>官報のほか、時事に</u> 関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によつてしなければならない。</p> <p>〔2～4 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>   |  |